

第三章 食品衛生

第一 通則

○食品衛生法

(昭和二十二年十二月二十四日
法律第二百三十三号)

沿革

- 昭二四法一五四・一六八、昭二五法二六、昭二六法一七四、昭二七法二四八、昭二八法一三・二一三、昭三一法一四八、昭三二法一七五、昭三五法一四五、昭三七法一六一、昭四七法一〇八、平二法七〇、平六法四九・八四、平七法一〇一、平九法一〇五、平一〇法五四・一〇一、平一法八七・一〇二・一六〇、平一二法九一、平一四法一〇四・一五二、平一五法五五、平一七法四二・八七改正

食品衛生法目次

第二章 総則(二条―四条)……………三三七

第三章 食品及び添加物(五条―一四条)……………三三八

第四章 器具及び容器包装(一五条―一八条)……………三三三

第五章 表示及び広告(一九条・二〇条)……………三三三

第六章 食品添加物公定書(二二条)……………三三三

△環境衛生▽ 食品衛生法 (二条―三条)

第六章 監視指導指針及び計画(二二条―二四条)……………三三四

第七章 検査(二五条―三〇条)……………三三四

第八章 登録検査機関(三一条―三七条)……………三三四

第九章 営業(四八条―五六条)……………三五〇

第十章 雑則(五七条―七〇条)……………三五三

第十一章 罰則(七一条―七九条)……………三五五

附則(二条―三条)……………三五七

第一章 総則

〔法律の目的〕

第一条 この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする。

一部改正(平一五法五五)

〔国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区の責務〕

第二条 国、都道府県、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号、第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じて食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食

品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

② 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

③ 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下「都道府県等」という。))に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。

追加・一部改正(平一五法五五)

〔食品等事業者の責務〕

第三条 食品等事業者(食品若しくは添加物採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。)は、その採取し、製造し、輸入し、加工

し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装（以下「販売食品等」という。）について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

② 食品等事業者は、販売食品等起因する食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行った者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

③ 食品等事業者は、販売食品等起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、前項に規定する記録の国、都道府県等への提供、食品衛生上の危害の原因となつた販売食品等の廃棄その他の必要な措置を適確かつ迅速に講ずるよう努めなければならない。

追加・一部改正〔平一五法五五〕
〔用語の定義〕

第四条 この法律で食品とは、すべての飲食物をいう。ただし、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品は、これ

を含まない。
② この法律で添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用する物をいう。
③ この法律で天然香料とは、動植物から得られた物又はその混合物で、食品の着香の目的で使用される添加物をいう。

④ この法律で器具とは、飲食器、割ほう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は、これを含まない。

⑤ この法律で容器包装とは、食品又は添加物を入れ、又は包んで用いる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すものをいう。
⑥ この法律で食品衛生とは、食品、添加物、器具及び容器包装を対象とする飲食に関する衛生をいう。

⑦ この法律で営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業

における食品の採取業は、これを含まない。
⑧ この法律で営業者とは、営業を営む人又は法人をいう。
⑨ この法律で登録検査機関とは、第三十三条第一項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた法人をいう。

一部改正〔昭六法三三昭三法四五昭四七法〇五七法〇平二法〇三平四法〇五平五法〇六五〕
※「薬事法」に規定する医薬品及び医薬部外品
「薬事法」二「販売の基準、禁止及び制限」二五〇一、二「器具・容器包装の取扱基準及び販売等の禁止」二五〇一八、一「標示基準」二一九「営業・営業者」二四八〇、五六、
「法人」二民法三三三、三八四

第二章 食品及び添加物

〔販売用の食品及び添加物の取扱原則〕

第五条 販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）の用に供する食品又は添加物の採取、製造、加工、使用、調理、貯蔵、運搬、陳列及び授受は、清潔で衛生的に行われなければならない。

一部改正〔平一五法五五〕

〔販売等を禁止される食品及び添加物〕

第六条 次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

い。
一 腐敗し、若しくは変敗したも又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。

二 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

三 病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。
四 不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。

一部改正〔昭三六法三昭聖法三六平二法三六平五法発色〕
※ 「食品又は添加物の定義」二四一・二、「厚生労働大臣が定める場合」一、「本条の違反に対する処分」二五四

【罰則】 三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金(七一条一項一号・二項)、両罰規定(七八条)

〔無害の確認がない食品等の販売の禁止〕

第七條 厚生労働大臣は、一般に飲食に供されることとなつた物であつて人の健康を損なうおそれがない旨の確認がないもの又はこれを含む物が新たに食品として販売され、又は販売されることとなつた場合において、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、それらの物を食品として販売することを禁止することができる。

② 厚生労働大臣は、一般に食品として飲食に供されている物であつて当該物の通常の方法と著しく異なる方法により飲食に供されているものについて、人の健康を損なうおそれがない旨の確認がなく、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その物を食品として販売することを禁止することができる。

③ 厚生労働大臣は、食品によるものと疑われる人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、当該被害の態様からみて当該食品に当該被害を生ずるおそれのある一般に飲食に供されることがなかつた物が含まれていることが疑われる場合において、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その食品を販売することを禁止することができる。

④ 厚生労働大臣は、前三項の規定による販売の禁止をした場合において、厚生労働省令で定めるところにより、当該禁止に因り利害関係を有する者の申請に基づき、又は必要に応じ、当該禁止に係る物又は食品に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがないと認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該禁止の全部又は一部を解除するものとする。

⑤ 厚生労働大臣は、第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしたとき、又は前項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしたとき

は、官報で告示するものとする。

追加〔昭三六法三六平二法三六平五法五〕
※ 4項(厚生労働省令)二四二
【罰則】 三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金(七一条一項一号・二項)、両罰規定(七八条)

〔食品及び添加物の販売、製造、輸入等の禁止〕

第八條 厚生労働大臣は、特定の国若しくは地域において採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵され、又は特定の者により採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵される特定の食品又は添加物について、第二十六條第一項から第三項まで又は第二十八條第一項の規定による検査の結果次に掲げる食品又は添加物に該当するものが相当数発見されたこと、生産地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる食品又は添加物に該当するものが相当程度含まれるおそれがあると認められる場合において、人の健康を損なうおそれの程度その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、当該特定の食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該特定の食品又は添加物を販売し、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、若しくは調理することを禁止することができる。
一 第六條各号に掲げる食品又は添加物

<p>二 第十条に規定する食品</p> <p>三 第十一条の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物</p> <p>四 第十一条の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用した食品</p> <p>五 第十一条第三項に規定する食品</p> <p>② 厚生労働大臣は、前項の規定による禁止をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>③ 厚生労働大臣は、第一項の規定による禁止をした場合において、当該禁止に関し利害関係を有する者の申請に基づき、又は必要に応じ、厚生労働省令で定めるところにより、当該禁止に係る特定の食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害が發生するおそれがないと認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該禁止の全部又は一部を解除するものとする。</p> <p>④ 厚生労働大臣は、第一項の規定による禁止をしたとき、又は前項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしたときは、官報で告示するものとする。</p> <p>追加（平四法）(四)、一部改正（平二五法発）</p> <p>※ 1・3項（厚生労働省令）(三)六</p> <p>【罰則】一年以下の懲役又は百万円以下の罰金（七三三条二号）、両罰規定（七八八条）</p> <p>第九條 第一号若しくは第三号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、第一号若しくは第</p> <p>禁止</p> <p>〔疾病にかかった獣畜の肉等の販売等の禁止〕</p>	<p>三号に掲げる異常があり、又はへい死した獣畜（と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第一項に規定する獣畜及び厚生労働省令で定めるその他の物をいう。以下同じ。）の肉、骨、乳、臓器及び血液又は第二号若しくは第三号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、第二号若しくは第三号に掲げる異常があり、又はへい死した家きん（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第一号に規定する食鳥及び厚生労働省令で定めるその他の物をいう。以下同じ。）の肉、骨及び臓器は、厚生労働省令で定める場合を除き、これを食品として販売し、又は食品として販売の用に供するために、採取し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、へい死した獣畜又は家きんの肉、骨及び臓器であつて、当該職員が、人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められたものは、この限りでない。</p> <p>一 と畜場法第十四条第六項各号に掲げる疾病又は異常</p> <p>二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十五条第四項各号に掲げる疾病又は異常</p> <p>三 前二号に掲げる疾病又は異常以外の疾病又は異常であつて厚生労働省令で定めるもの</p> <p>② 獣畜及び家きんの肉及び臓器並びに厚生労働省令で定めるこれらの製品（以下この項において「獣畜の肉等」という。）は、輸出国の政府機関によつて発行され、かつ、前項各号に掲げる疾病に</p>	<p>かかり、若しくはその疑いがあり、同項各号に掲げる異常があり、又はへい死した獣畜又は家きんの肉若しくは臓器又はこれらの製品でない旨その他厚生労働省令で定める事項（以下この項において「衛生事項」という。）を記載した証明書又はその写しを添付したものでなければ、これを食品として販売の用に供するために輸入してはならない。ただし、厚生労働省令で定める国から輸入する獣畜の肉等であつて、当該獣畜の肉等に係る衛生事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。）に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されたものについては、この限りでない。</p> <p>一部改正（昭三三法）(三)昭四七法（六）平二五法（七）平二五法（四）平二五法（五）平二五法（六）</p> <p>※ 「省令を以て定める疾病」(七)則七、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(三)・別表「省令で定める獣畜」(七)則七、「疾病にかかり食用に供すること等ができない獣畜の措置」(と畜場法)一六、「当該職員」(と畜場法)一九、「飲食に適すると認められたもの」(七)則二四、「輸入の届出」(三)・則一五、「省令で定めるこれらの製品」(七)則八、「証明書」(七)則九・一〇、「定める国」(七)則二、本条違反に対する処分(五)四</p> <p>【罰則】一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金（七一条一項二項）、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金（七三三条一号）、両罰規定（七八八条）</p> <p>〔添加物等の販売等の制限〕</p> <p>第一〇条 人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める場合を除いては、添加物（天然香料</p>
---	--	--

別表(第三十三条関係)

理化学的検査	細菌学的検査	動物を用いる検査
<p>一 遠心分離機 次の名号のいずれかに該当すること。</p> <p>二 純水 一 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくは応用化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後に、一年以上理化学的検査の業務に従事した経験の有する者であること。</p> <p>三 超低温槽 一 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した後に、一年以上理化学的検査の業務に従事した経験の有する者であること。</p> <p>四 ホモジナイザ 一 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した後に、一年以上理化学的検査の業務に従事した経験の有する者であること。</p> <p>五 ガスクロマトグラフ 一 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した後に、一年以上理化学的検査の業務に従事した経験の有する者であること。</p> <p>六 ガストグラフ 一 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した後に、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験の有する者であること。</p> <p>七 原子分光</p>	<p>計 光光度</p> <p>八 高速液体クロマトグラフ 一 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した後に、一年以上細菌学的検査の業務に従事した経験の有する者であること。</p> <p>一 遠心分離機 次の名号のいずれかに該当すること。</p> <p>二 純水 一 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した後に、一年以上細菌学的検査の業務に従事した経験の有する者であること。</p> <p>三 超低温槽 一 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した後に、一年以上細菌学的検査の業務に従事した経験の有する者であること。</p> <p>四 ホモジナイザ 一 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した後に、一年以上細菌学的検査の業務に従事した経験の有する者であること。</p> <p>五 乾熱滅菌器 一 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において生物学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後に、三年以上細菌学的検査の業務に従事した経験の有する者であること。</p> <p>六 光学顕微鏡</p> <p>七 高圧滅菌器</p> <p>八 ふ卵器</p>	<p>一 遠心分離機 次の名号のいずれかに該当すること。</p> <p>二 純水 一 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した後に、一年以上動物を用いる検査の業務に従事した経験の有する者であること。</p> <p>三 超低温槽 一 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した後に、一年以上動物を用いる検査の業務に従事した経験の有する者であること。</p> <p>四 ホモジナイザ 一 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した後に、一年以上動物を用いる検査の業務に従事した経験の有する者であること。</p>

追加(平五法五)

○食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針

(厚生労働省告示第二十九号)
(平成十五年八月二十九日)

沿革 平一七厚勞告四九五改正

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十三条の二第一項の規定に基づき、国及び都道府県等が行う食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針を次のように策定したので、同条第三項の規定により告示する。

○食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針

目次

第一 監視指導の実施に関する基本的な方向……………三〇の四

第二 監視指導の実施体制等に関する事項……………三〇の四

第三 都道府県等食品衛生監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項……………三〇の四

第四 輸入食品監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項……………三〇の四

第五 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に関する事項……………三〇の四

第六 関係者相互間の情報及び意見の交換(リスコミュニケーション)……………三〇の四

第七 食品衛生に係る人材の養成及び資質……………三〇の四

質の向上に関する事項……………三〇の四

食品衛生に関する監視指導については、都道府県等(都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。)の監視指導に關し、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第五十五号、以下「改正法」という。)による改正前の法に基づき、都道府県等の食品衛生監視員が営業施設の類型ごとに年間に立ち入るべき回数(以下「法定監視回数」という。)を規定していた。しかしながら、監視指導は、食品、添加物、器具又は容器包装(以下「食品等」という。)の生産、製造、加工、輸入、流通、販売等の実態、食中毒等の食品衛生上の危害の発生状況、施設の商品衛生上の管理の状況等を踏まえて実施すべきものであり、法定監視回数に基づく監視指導は現実的でなくなっている。また、国より輸入される食品等(以下「輸入食品等」という。)が増大している現状を踏まえると、輸入食品等に係る監視指導について、明確な方針に基づき実施する仕組みを創設する必要がある。

このため、改正法により、新たに、厚生労働大臣が、都道府県等及び国が行う食品衛生に関する監視指導(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号、以下「法」という。)第三十条第一項に規定する職権及び指導の職務、と畜場法(昭和二十八年法律第一百四十九号)第十九条第一項に規定する事務及び職務並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七号、以下「食鳥処理法」という。)、第三十九条第一項に規定する事務及び職務をいう。以下「監視指導」という。)の実施に関する指針(以下「指針」という。)において監視指導の実施に関する統一的な考え方を示し、指針に基づき、都道府県知事等(都道府県知事、保健所

を設置する市の市長及び特別区の区長をいう。以下同じ。)及び厚生労働大臣が、当該都道府県等の地域の実情や輸出国における生産地の事情等を踏まえて都道府県等食品衛生監視指導計画及び輸入食品監視指導計画を毎年度策定し、これらに従い監視指導を実施する仕組みを導入することとした。

この指針は、こうした新たな仕組みの下、監視指導の実施に関する基本的な方向及び監視指導計画の策定に当たり必要な基本的事項を示し、もって、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進するものである。

なお、都道府県等の監視指導について、法定監視回数は廃止されたが、食品衛生上の管理が十分でないなど重点的に監視指導を実施すべき施設については立入回数に上限を設けることなく、必要に応じて、従来の法定監視回数において最大の回数であった年間十二回を超えて立ち入るべき場合があることについて、都道府県等食品衛生監視指導計画の策定及び監視指導の実施に当たり配慮することが必要である。

第一 監視指導の実施に関する基本的な方向

一 行政、食品関連事業者及び消費者の役割分担

食品の安全性の確保に關しては、国及び都道府県等が監視指導その他の様々な施策を総合的に策定し、実施する責務を有するものの、食品の安全性はこうした行政の施策のみにより実現されるものではない。食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号、以下「基本法」という。)第八条第一項に規定されており、食品等の生産、製造、加工、輸入、販売等に携わる食品関連事業者が、消費者に食品等を供給する者として、食品の安全性を確保する第一義的責任